

稲城市〔生涯学習活動及びボランティア活動〕人材バンク事業実施要領

平成21年1月16日

教育長 決 裁

改正 平成9年12月26日

（目的）

第1条 この要領は、稲城市人材バンク事業要綱（平成5年12月15日市長決裁）に基づき、市民の生涯にわたる芸術、文化、教養、スポーツ 及び レクリエーション活動（以下「生涯学習活動」という。）並びに各種のボランティア活動を促進し、発展させるため、生涯学習活動に関する指導者、講師等及び各種ボランティアに係る人材情報の収集、登録、提供等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（実施担当）

第2条 稲城市〔生涯学習活動及びボランティア活動〕人材バンク事業（以下「人材バンク事業」という。）の実施は、教育部生涯学習課において行う。

（人材バンク事業の原則）

第3条 人材バンク事業は、次に掲げる事項を原則とする。

- （1） 人材バンク事業登録者のプライバシーを侵害することとならないよう十分に配慮すること。
- （2） 営利を目的とする者への直接的な援助又は政治的若しくは宗教的活動への援助にならないよう十分配慮すること。
- （3） 公正、公平性及び登録情報の正確性の確保に努めること。

（人材情報の収集）

第4条 人材バンク事業における人材情報は、公募の方法により、自薦又は他薦の応募に基づき収集するものとする。ただし、他薦の場合は、事前に被推薦者の承諾を得たものに限るものとする。

2 人材情報の収集にあたっては、市役所、文化センターその他の公共施設等に必要書類を備え、受付業務等、応募者の便を図るとともに、市広報等を通じて、人材バンク事業を広く市民に周知するように努めるものとする。

（登録要件）

第5条 人材バンク事業において登録する人材は、次の各号に掲げる要件を満たす者で、教育長が適当と認めたものとする。

- （1） 満20歳以上であること。
- （2） 稲城市民の生涯学習活動の指導者、講師等又は各種ボランティアとして活動する意欲があること。

(人材情報の登録及び内容)

第6条 第4条第1項の規定に基づき自薦により応募する者は、稲城市〔生涯学習活動及びボランティア活動〕人材バンク事業登録カード(第1号様式。以下「登録カード」という。)に必要事項を記入し、署名又は記名押印をした上で、教育長に提出するものとする。

2 第4条第1項の規定に基づき他薦により応募する者は、推薦者が登録カードに必要事項を記入し、被推薦者の署名又は記名押印を受けた上で、教育長に提出するものとする。

3 登録カードに記載することによって、人材バンク事業に登録する人材情報の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第9号から第11号までの事項は、他薦により応募する場合に限る。

- (1) 氏名(ペンネーム)、生年月日及び性別
- (2) 住所及び電話番号
- (3) 生涯学習活動又はボランティア活動における活動分野及び専門分野(別表に定める分類によるものとする。以下同じ。)
- (4) 経歴(生涯学習活動又はボランティア活動におけるこれまでの経歴)
- (5) 指導、講演、講義等の活動又はボランティア活動の具体的内容
- (6) 免許、資格等
- (7) 活動の希望条件
- (8) その他特記事項
- (9) 推薦者名(個人名又は団体の名称)
- (10) 推薦者の住所及び電話番号
- (11) 推薦理由

(登録者名簿の作成と提供)

第7条 教育長は、登録カードの提出があった場合は、当該人材が第5条に定める要件を満たしているかどうか判定し、適当と認めるときは、登録カードに記載された事項のうち前条第3項第1号及び第3号から第8号までの情報を稲城市〔生涯学習活動及びボランティア活動〕人材バンク事業登録者名簿(第2号様式。以下「登録者名簿」という。)に登載するものとする。

2 教育長は、前項の判定の結果、当該人材が人材バンク事業に登録するのに不適當であると認めるときは、登録カードを提出者に返却するものとする。

3 登録者名簿は教育部生涯学習課長が保管し、生涯学習活動の指導者、講師等又はボランティアの人選を行う上で当該情報の提供を必要としている稲城市の職員又は稲城市民に提供するものとする。この場合において、前条第2項第2号の情報を希望する者に対しては、その利用目的を確認した上で提供するものとする。

- 4 教育長は、人材情報をその目的以外に使用しようとする者又は使用した者に対して、人材情報の提供を拒むことができる。
- 5 人材情報の提供を受けた者と人材バンク事業登録者との交渉、契約等については、当事業者間の責任に委ねるものとし、教育委員会は関与しないものとする。
- 6 登録者名簿の閲覧について必要な事項は、教育部生涯学習課長が定める。
(人材リスト)

第8条 登録者名簿の積極的な活用を図るため、教育部生涯学習課長は、稲城市〔生涯学習活動及びボランティア活動〕人材バンク事業登録者人材リスト(第3号様式。以下「人材リスト」という。)を作成し、一般に配布する。

- 2 人材リストには、次の各号に掲げる事項を掲載する。
 - (1) 氏名(ペンネーム)、生年月日及び性別
 - (2) 生涯学習活動又はボランティア活動における活動分野及び専門分野
 - (3) 活動の希望条件
- 3 人材リストは、別表に定める活動分野及び専門分野ごとに分類し、氏名の五十音順に編集する。
- 4 人材リストの配布について必要な事項は、教育部生涯学習課長が定める。
(人材情報の登録機関)

第9条 人材バンク事業において人材情報を登録する期間は、3年とする。

- 2 人材バンク事業登録者本人からの申出がない場合、前項の登録期間は更新されるものとする。
(登録した人材情報の変更等)

第10条 人材バンク事業登録者本人から申出があった場合、登録した人材情報の内容の変更、追加又は取消しをすることができるものとする。

- 2 次の事由に該当する場合、登録した人材情報を取り消すものとする。
 - (1) 登録カードに虚偽の記載があったとき又は登録された人材情報の内容に誤りがあることを知っているにもかかわらず、訂正の申出をしなかったとき。
 - (2) 人材バンク事業登録者がこの要領の趣旨に反する行為をしたとき。
(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部生涯学習課長が別に定める。

付則

この要領は、平成6年1月1日から施行する。

付則

この要領は、平成10年1月1日から施行する。